

令和 6 年 11 月 28 日

杉並区ジェンダー平等に関する審議会の設置について

1 審議会設置の目的

区におけるジェンダー平等の実現に向けて、社会状況の変化などを踏まえて、区が今後取り組むべき課題や目指すべき未来像について諮問し、様々な分野の専門的な知見から委員の方々にご審議いただき、答申の内容を今後の施策に反映させていく。

2 審議会の概要

○審議会委員の構成

以下から成る 12 人以内で組織される。

- ・ 区民
- ・ ジェンダー平等に関する団体の関係者
- ・ 学識経験者
- ・ その他区長が適当と認める者

○審議会の会議、部会など

- ・ 審議会には会長、副会長を置く。
- ・ 審議会の会議は公開。ただし審議会の議決があったときは非公開とすることができる。
- ・ 審議会に、特定の事項について調査審議するための部会を置くことができる。部会は公開、ただし部会の議決があったときは、非公開とすることができる。
- ・ 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。
- ・ 審議会は答申日の翌日に解散となる。

3 審議会と懇談会の相違点について

	審議会	懇談会
設置根拠	杉並区ジェンダー平等に関する審議会条例	杉並区男女共同参画推進区民懇談会運営要綱
設置目的	区長の諮問に応じ、杉並区におけるジェンダー平等の実現に向けた取組に関し必要な事項について調査審議し、答申すること	男女共同参画に関し、次に掲げる事項について、 <u>広く意見を聴くこと</u> (1) 区民の意識啓発に関すること (2) 男女共同参画社会の実現に向けた杉並区行動計画の推進に関すること (3) その他、区民生活部長が必要と認めた事項
設置期間	答申日の翌日に解散	構成員の任期は 2 年（継続設置）